

車両系木材伐出機械（簡易架線集材装置等）の運転の業務に係る特別教育

【実 施 要 項】

平成 25 年 11 月 29 日「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 125 号）」の公示（平成 26 年 12 月 1 日から適用）により、『車両系木材伐出機械の運転業務』に従事するためには、特別教育が必要となっています。

1 この講習の運転業務の範囲〔根拠：安衛則第 36 条第 7 号の 2〕

(1) 架線集材機械（スイングヤーダ、タワーヤーダ等）の運転

動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務

(2) 簡易架線集材装置の運転

集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備の運転の業務

2 受講資格

満 18 歳以上の者

3 開催日時等

科目	開催日	開催時間	場 所
学 科	令和 7 年 12 月 18 日(火)	09 : 00 ～ 17 : 40	林業試験場 大教室等 (上富田町生馬 1504-1)
実 技	令和 7 年 12 月 19 日(水)	09 : 00 ～ 18 : 00	
予備日	令和 7 年 12 月 20 日(木)	19 : 00 ～ 18 : 00	

※ 両日とも 8 : 45 から受付いたします。

※ 講習は 2 日間ですが、実技開催日が荒天の場合は、翌日（予備日）に延期させていただくことがあります。

4 定 員 36 名（申込書到着順）

5 受講料

(1) 学科 13,200 円、実技 30,800 円、テキスト代 3,667 円〈消費税を含む〉 合計 47,667 円

(2) 講習会終了後、請求書を送付いたしますので、期日までにお支払い下さい。

(3) 受講科目の省略を希望される方は受講料を減額いたしますが、ご自身のスキルアップのために受講いただきますよう推奨いたします。（省略できる科目の受講は無料）

6 カリキュラム（講習の順番は変更になることがあります）

学 科	① 簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	1 時間
	② 架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	1 時間
	③ 簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	2 時間
	④ 簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1 時間
	⑤ 関係法令	1 時間
実 技	⑥ 架線集材機械の走行の操作	1 時間

実 技	⑦ 簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械の作業のための装置の操作	3 時間
	⑧ ワイヤロープの取扱い	4 時間

7 受講科目の省略

下表の項目及び講習名に該当する者は、表右欄「省略できる科目」に記載の学科及び実技の科目の受講を省略することができます。（「実務経験等証明書」及び「修了証（写）」が必要です）

講習区分	項目 及び 講習名		省略できる科目
区分 A	該当なし		なし
区分 B	▶ 平成 26 年 12 月 1 日までに、簡易架線集材装置等の運転の業務に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者		実技⑥⑦⑧
区分 C	▶ 平成 23 年度「高性能林業機械運転従事者に対する安全衛生教育手法開発事業」の機械区分が「架線集材機械」の修了者		学科①②③④ 実技⑥⑦⑧
区分 D	技能講習	▶ 車両系建設機械（整地、運搬、積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	実技⑥
		▶ 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者	
		▶ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	
		▶ 不整地運搬車運転技能講習修了者	
	特別教育	▶ 小型車両系建設機械（整地、運搬、積み込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育修了者	
		▶ 小型車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に係る特別教育修了者	
		▶ 小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育修了者	
		▶ 不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育修了者	
区分 E	特別教育	▶ 車両系木材伐出機械（伐木等機械）の運転の業務に係る特別教育修了者	学科② 実技⑥
		▶ 車両系木材伐出機械（走行集材機械）の運転の業務に係る特別教育修了者	学科② 実技⑥
区分 F		▶ 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育修了者	学科③ 実技⑧

8 申し込み方法

- (1) 「受講申込書」に必要事項を記入、捺印の上、6 ヶ月以内に撮影した証明写真 2 枚（縦 3.0cm×横 2.4cm 裏面に氏名を記載）を貼付し、別紙で本人確認書類（運転免許証等（写））も添付すること。
- (2) 講習科目の省略を申請する方は、別紙「取得資格申請・実務経験証明書」に必要事項を記入し、証明者捺印の上、省略できる科目に該当する修了証等の証明書（写）を貼付すること。
- (3) 上記(1)及び(2)（省略を申請する方のみ）を、12 月 4 日（木）までに当支部へ郵送すること。
その際、過去に当支部の安全衛生教育及び特別教育（技能講習を除く）を受講したことがある方は、修了証を 1 枚に統合しますので、受講申込書と一緒に送付願います。

【郵送先】〒641-0036 和歌山市西浜 1660-180 木材会館
林材業労災防止協会和歌山県支部 Tel 073-499-5682

9 その他

- (1) 講習当日は、筆記用具のほか、ヘルメットと手袋もあれば持参し、作業に適した服装で受講すること。
- (2) 別紙「受講時の注意事項」についてご理解、ご協力の程お願いいたします。

以 上